

環境省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ 〈環境省評価委員会〉
環境再生保全機構 理事 (総務部、地球環境基金部、 石綿健康被害救済部)	H20.4.1~H22.3.31 (同上)	1.0
環境再生保全機構 理事 (補償業務部、予防事業部)	H20.10.1~H22.3.31 (同上)	1.0
環境再生保全機構 理事 (経理部、事業管理部)	H21.7.1~H22.3.31 (同上)	1.0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案）「1.0」については、意見はない。

以上

別紙

環境省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容			業績勘案率 (案)
			(参考) 在任期間	年度業績勘案率 に、その在職月 数に応じて加重 平均した値 (※1)	「ただし」書き による調整 (※3)	考慮すべき 特段事項 (※4)	
環境再生保全機構	理事	H20.4.1～H22.3.31	同左	1.4	1.0	なし	1.0
	理事	H20.10.1～H22.3.31	同左	1.3	1.0	なし	1.0
	監事	H21.7.1～H22.3.31	同左	1.0 (※2)	1.0	なし	1.0

- (※1) 「環境省決定方法」3.(1)bにおいて、「当該退職役員が中期目標期間のうち一部の事業年度についてのみ在職した場合は、「事業年度評価」における個別評価項目ごとのS～D評価を別表により点数化し、平均したものの(年度業績勘案率)を当該退職役員の各事業年度における在職月数に応じて加重平均する。」とされている。
- (※2) 「業績勘案率の決定方法」3(1)なお書きにおいて、在職期間が1年に満たない役員(監事を除く)並びに監事については、1.0を業績勘案率とするとされている。
- (※3) 「環境省決定方法」3.(1)bにおいて、「ただし、上記において「業績勘案率」が1.0を超えた場合であっても、下記のいずれにも該当する場合を除き、上記規程にかかわらず、業績勘案率は1.0とする。①中期目標評価又は「事業年度評価」の平均値における個別評価項目の評価結果において、「S：中期目標を大きく上回って達成している。」があること。②役員の内職期間において、目的積立金の承認を受けたことがあること。③当該役員の内職前に比べて、又は内職期間において、①の個別評価項目の評価結果における「S」の項目が相当程度以上増加していること、又は②の目的積立金の内職期間の合計額が相当程度以上増加していること。」とされている。
- (※4) 「環境省決定方法」3.(2)において、「中期目標及び事業年度評価のみでは適切に評価しがたいと思慮される場合や考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、・・・(中略)・・・「業績等調書」を提出させた上で審議を行い、「業績勘案率」を増減することができる。」とされている。